

# ‘きらび香’の栽培許諾申請手続きについて

## 1 ‘きらび香’は静岡県内限定生産で、栽培できるのは許諾契約した生産者のみ

静岡県が育成したイチゴ‘きらび香’は、①県内限定生産とする、②平成29年度から一般栽培できることとする、など、ブランド確立を念頭に置いた取扱いが定められています。平成26年8月に品種登録出願し、平成27年1月に出願公表され、平成29年2月6日に品種登録されました。

## 2 栽培できるのは許諾契約した生産者のみ

平成27年9月に県と静岡県いちご協議会とで許諾契約を交わし、現在、共販生産者による栽培がおこなわれています。共販生産者については、種苗法を守ることを条件に、自家増殖を認めています。

平成29年4月から個販生産者の方とも許諾契約を交わし、同様な内容について同意していただいているとともに、さらに、申請中の方にも同様な内容の誓約書をいただくこととしています。

このため、現時点で前者以外の方（県内、県外、国外を含む）が‘きらび香’の種苗を保有している場合は、違法なルートで種苗を入手したことになります。知人の生産者の苗の余りをもらっての栽培も不可で、苗をあげた人も、もらった人も種苗法違反に該当します。

## 3 無断で栽培すると・・・

種苗法違反に該当すると、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。民事請求では、①当該品種の生産・販売等の差し止め、②無断利用によって育成者権者が被った損害賠償、③無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置などが求められる場合があります。また、刑事罰（故意犯の場合）では、**10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）**が科せられる場合があります。

## 4 品種識別が可能に！

‘きらび香’について、農林技術研究所では遺伝子診断による品種識別技術を開発し、国内125品種との識別が可能になっています。よって無断栽培の立証ができます。

## 5 許諾申請手続きについて

申請書様式の遵守事項及び誓約書の内容について、確認・了解いただいたうえで、下記の送付先へ郵送にてお申し込みください。

送付先 : 〒438-0803 磐田市富丘 678-1  
静岡県農林技術研究所野菜生産技術科 あて

申請には以下の書類が必要となります。

- ① 許諾申請書  
「日付」、「申請者の住所・氏名」、「収穫物の生産計画」を記入し、申請者本人の実印を押印してください。
- ② 許諾申請者情報  
各項目を記入し、「遵守事項の承諾」の右欄に○印を記入してください。
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 住民票住民票の写  
(法人の場合：法人の名称、所在地、代表者等を記載した登記簿抄本、定款)
- ⑤ 最近3年間の財務諸表  
(個人の場合) 最近3か年の確定申告書(第一表)の控えのコピー  
必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがありますので、御承知おき願います。  
(法人の場合) 損益計算書と貸借対照表及び事業(決算)報告書
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑦ 種苗増殖に関する誓約書

栽培を希望される場合は、毎年度1月20日までに申請書を提出してください。  
栽培を希望される皆様に秋苗などの親株を購入していただく都合上、申請書は期限まで随時受け付けています。

許諾実施料は、**3年間で 58,300円** です。

## 6 親株の入手について(「'きらび香'の親株購入の流れ」を参照)

許諾申請書をいただいた後、2~3週間以内に許諾申請中証明書を送付いたします。  
親株を購入する際には、証明書のコピーを添えて、(株)三好アグリテック、またはお近くの種苗取扱店に直接注文してください。

その他、ご不明な点等については、下記の担当部署までお問い合わせください。

【お問い合わせ】静岡県農林技術研究所 野菜生産技術科 0538-36-1588